

情報公開・個人情報保護審議会 諒問・報告事項

件名	被保護者健康管理支援業務の委託について
----	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

(担当部課：福祉部生活福祉課)

事業の概要

事業名	被保護者健康管理支援事業
担当課	生活福祉課及び保護担当課
目的	平成 30 年の生活保護法改正により、被保護者健康管理支援事業（参考 13-1 参照）が創設され、被保護者に対する保健指導、医療の受診勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るため。
対象者	<p>1 後発医薬品の服薬指導対象者（薬局が福祉事務所との連携が必要と判断した者）</p> <p>2 糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者、重複受診適正化対象者、重複投薬適正化対象者、頻回受診適正化対象者</p> <p>3 健康増進法に基づく健康診査を受診した被保護者</p>
事業内容	<p>【上記対象者 1 及び 2 について（健康管理指導）】</p> <p>区では、平成 26 年から医療扶助適正化の一環として後発医薬品の使用に係る健康管理指導を実施している（平成 26 年度第 4 回本審議会及び平成 27 年度第 4 回本審議会了承事項）。</p> <p>この度、平成 30 年の生活保護法改正により、被保護者健康管理支援事業（参考 13-1 参照）が創設され、令和 3 年 1 月から、全ての自治体で被保護者健康管理支援事業の実施が義務化され、被保護者に対する保健指導、医療の受診勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業を実施するものとされた。</p> <p>そこで、区では、被保護者は、多くの健康上の問題を抱えているにもかかわらず、健康増進法による健診受診率が 10% 以下に留まる等、健康に向けた諸活動が低調な状況にある背景から、平成 26 年から実施している後発医薬品の使用に係る健康管理指導に加え、上記 2 の対象者に対する健康管理指導を行うことを、被保護者健康管理支援事業の一つとして行うこととした。</p> <p>当該健康管理指導を行うためには、医療に関する知識等高度な専門技術と十分な経験を有し、蓄積されたノウハウが必要不可欠である。そのため、専門業者に業務を委託することで、効率的に業務を行うこととする。</p> <p>なお、平成 30 年 6 月現在、都内福祉事務所では 10 区 11 市で当該健康管理指導を実施している。</p> <p>※…対象者数（令和元年度見込み数）：約 100 人（糖尿病重症化予防対象者 20 人、重複受診適正化対象者 20 人、重複投薬適正化対象者 20 人、頻回受診適正化対象者 20 人、後発医薬品の服薬指導対象者 20 人）</p> <p>※…個人情報の流れは、資料 13-1 のとおり</p> <p>【上記対象者 3 について（被保護者に係る健康課題の分析及び健康管理指導対象者の抽出）】</p> <p>国は、円滑な事業の開始にあたり、健康増進法に基づく健康診査のデータ等を収集して、地域における被保護者に係る健康課題の分析や健康管理指導対象者の抽出を行う必要があるとしている。</p> <p>そのため、区では、被保護者の健診結果が記載された「健康診査票」（紙）の電子データ化を進めることとした。電子データ化は、健康部健康づくり課が保有する「健康診査票」（紙）の提供を受け、電子データの作成を行う。処理件数が約 1,000 件あり、事務の効率を図るために、当該業務を委託する。</p> <p>なお、市町村保健部局の実施する健康診査（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する情報については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、福祉事務所が当該情報を保有する市町村等に情報の提供を求めることができ、情報の提供を求められた市町村の長等は、同条第 2 項の規定に基づき、速やかに資料の提供を行うものとされている。</p> <p>※…処理件数 約 1,000 件（平成 30 年度に健康診査を受診した被保護者）</p> <p>※…個人情報の流れは、資料 13-2 のとおり</p>

件名 被保護者健康管理支援事業業務の委託について

※太ゴシック（下線）は、平成27年度第4回本審議会了承事項からの変更内容

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課
登録業務の名称	健康管理指導業務
委託先	未定（本審議会了承後、入札依頼を行い、指名競争入札により委託業者を選定する。）
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1【後発医薬品の服薬指導対象者（薬局が福祉事務所との連携が必要と判断した者）に係る情報項目】</p> <p>(1) 区が委託先に提供する情報 　　ケース番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、地区担当員名、調剤薬局名、処方薬名</p> <p>(2) 委託先が収集する情報 　　後発医薬品を拒否する具体的な理由</p> <p>2【糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者、重複受診適正化対象者、重複投薬適正化対象者、頻回受診適正化対象者に係る情報項目】</p> <p>(1) 区が委託先に提供する情報 　　ケース番号、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、地区担当員名、調剤薬局名、処方薬名、傷病名、医療機関名、診療日数、診療内容</p> <p>(2) 委託先が収集する情報 　　病状や生活習慣の情報</p> <p>3【健康診査受診者に係る情報項目】</p> <p>郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、電話番号、問診結果、健診結果</p>
処理させる情報項目の記録媒体	上記1及び2の情報項目の記録媒体 紙 上記3の情報項目の記録媒体 紙及び電磁的媒体 (CD-R等)
委託理由	健康管理指導では、 医療 に関する知識など専門資格や実務経験が必要となるが、区職員においては、その専門資格や実務経験を有する者が限られているため、健康管理指導を実施する十分な体制を構築できない。そのため、専門資格や実務経験を有する事業者に委託する。 また、被保護者に係る健康課題の分析及び健康管理指導対象者の抽出にあたり、健康増進法に基づく健康診査のデータを活用する必要があり、電子データ化を的確かつ迅速に行うため。 （入札により選定）
委託の内容	<p>1 健康管理指導業務（対象者：後発医薬品の服薬指導対象者（薬局が福祉事務所との連携が必要と判断した者）、糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者、重複受診適正化対象者、重複投薬適正化対象者、頻回受診適正化対象者）</p> <p>(1) 委託先従事者が、庁舎内において、指導予告通知（区が対象者の住所・氏名を印刷したもの）に指導日及び発送日を記入し、当該記入後の指導予告通知を封入封緘する。</p> <p>(2) 委託先従事者（保健師、看護師又は栄養士）が、区が作成した対象者リストに基づき架電又は面談を行うことにより、健康管理指導を行う。（面談は、糖尿病等生活習慣病重症化予防対象者のみ対象であり、区職員も同席する。）</p>

	<p>(3) 委託先従事者（保健師、看護師<u>又は栄養士</u>）は、指導実績（記録票）を月毎に区に報告する。</p> <p>2 被保護者に係る健康診査結果の電子データ作成業務（対象者：健康増進法に基づく健康診査を受診した被保護者）</p> <p>(1) <u>被保護者に係る健康診査の結果が記載された「健康診査票」（紙）の内容について、庁舎内の区のパソコンを使用して、区の仕様に基づき電子データを作成する。</u></p> <p>(2) (1)により作成した内容を電磁的媒体（CD-R等）に記録する。</p> <p>(3) (2)により記録した電磁的媒体（CD-R等）を区に提出する。</p>
委託の開始時期及び期限	令和元年7月中旬から令和2年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【健康管理指導業務・被保護者に係る健康診査結果の電子データ作成業務共通】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す<u>とともに、新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例の順守義務について明記する。</u></p> <p>(2) <u>区と委託先間の個人情報の受渡しは、福祉事務所内で手渡しで行い、受渡し日時、受渡者の氏名、受渡し内容を管理台帳に記入する。</u></p> <p>(3) 区は、日々の業務終了後、個人情報を委託先から受け取り、各々ファイリングし、<u>鍵付き</u>キャビネットに入れて施錠の上、保管する。</p> <p>(4) 対象者の個人情報を取り扱う際は、委託業務の実施場所（<u>福祉事務所内</u>）に当該個人情報に係る書類を置き忘れないように、複数の者が状況を確認するよう指導する。</p> <p>(5) 委託先が取り扱う個人情報の管理・保管状況については、隨時確認する。</p> <p>2 システム上の対策</p> <p>(1) <u>庁舎内の区のパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。</u></p> <p>(2) <u>庁舎内の区のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用する。</u></p> <p>(3) ログ監視ソフト等により、ログを収集、管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底する。</p> <p>【健康管理指導業務・被保護者に係る健康診査結果の電子データ作成業務共通】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>(2) <u>区と委託先間の個人情報の受渡しは、福祉事務所内で手渡しさせ、区が記入した管理台帳の内容を確認させる。</u></p> <p>(3) 日々の委託業務終了後は、委託業務の実施場所にそれぞれの業務に係る個人情報書類の置き忘れがないよう、区職員の立合いのもと確認させる。</p> <p>(4) 委託先従事者には、日々の業務終了後、使用及び収集した個人情報を庁内で区職員に返還させ、委託先事務所に持ち帰らせないようにする。</p> <p>【被保護者に係る健康診査結果の電子データ作成業務】</p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先が作成した電磁的媒体（CD-R等）には、パスワードを設定させる。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	

特記事項

(基本的事項)

- 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的隐私が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。